

## 自然災害 業務継続計画（B C P）

法人名	有限会社 Lively	種別	訪問介護(介護) 居宅介護(障害)
代表者	杉本 江里子	管理者	菊地 裕美子
所在地	岩見沢市5条西19丁目10	電話番号	0126-22-5750

## 1. 総論

### 基本方針

本計画は、大地震等の自然災害(地震、津波、台風、大雨、洪水、豪雪、竜巻、火山噴火や感染症のまん延などをはじめとした突発的な経営環境の変化など不測の事態が発生しても、重要な事業を中断させない、または中断せざるを得なくなった場合であっても可能な限り短い期間で復旧させるための方針、体制手順等を示すものである。

#### (1) 推進体制

- ア 各部の責任者をもって構成する「災害対策委員会」を設置する。
- イ 委員会は、下記の業務を行う。
  - ① 災害対策委員会は、BCP の策定及び職員への研修計画の実施状況の把握並びにBCP の見直しを行うため、定期的に会議を開催する。
  - ② BCP に関する職員への研修・訓練を必要に応じて実施する。

主な役割	部署・役職	氏名	補足
統括責任	災害対策委員長	杉本 江里子	
BCP の策定及び見直し	BCP 策定責任者	菊地 裕美子	
職員への研修・訓練の計画	研修・訓練責任者	菊地 裕美子	

#### (2) リスクの把握

- ① ハザードマップなどの確認
  - \*別紙にて巻末に添付
- ② 被災想定
  - <項目例>石狩低地東縁断層帯主部（北）・断層上深さ 3 km
  - ア 地震の規模想定：震度 6 強
  - イ 津波：浸水想定区域外
  - ウ 液状化：軟弱地盤ではないが地震動に注意が必要

### (3) 優先業務の選定

#### ① 優先する事業

<優先する事業>

1. 訪問介護事業

<当座停止する事業>

#### ② 優先する業務

<訪問介護事業>

- ・与薬介助 3人
- ・排泄介助 2人
- ・食事介助 2人

### (4) 研修・訓練の実施、BCP の検証・見直し

#### ① 研修・訓練の実施

7ページに掲げる「緊急時の対応」に沿って、訓練を実施する。

年1回は研修を実施し、年1回は訓練を実施する。

\*訓練が一過性で終わらず、継続して実施することを担保する。

#### ② BCP の検証・見直し

業務継続計画（BCP）は、年1回実施する研修及び年1回実施する訓練の実施後に、災害対策委員会で協議し、見直しを行う。

見直した業務継続計画（BCP）は、委員長の決済を経て、職員に周知する。

災害対策委員会は、職員から業務継続計画（BCP）について改善すべき事項について意見を聞くこととし、その内容を災害対策委員会の議論に反映する。

## 2. 平常時の対応

### (1) 建物・設備の安全対策

#### ① 人が常駐する場所の耐震措置

- ・建築年が、新耐震基準以降の建物なので耐震補強検討しない。

#### ② 設備の耐震措置

対象	対応策	備考
パソコン	耐震キャビネットの採用	
本棚	ボルトなどによる固定	
窓ガラス	飛散防止フィルム	
消火器など	消火器等の設備点検	

- ・不安定に物品を積み上げず、日頃から整理整頓を行い、転落を防ぐ。

#### ③ 水害対策

対象	対応策	備考
外壁にひび割れ、欠損、膨らみはないか	毎月1回設備担当による点検	
暴風による危険性の確認		
外壁の留め金具に錆や緩みはないか	消防訓練の際に、災害対策委員会で点検する	
窓ガラスに飛散防止フィルムを貼付しているか		
周囲に倒れそうな樹木や飛散しそうな物はないか		

### (2) 電気が止まった場合の対策

- ・発電機などを活用した他は電池などで使用できる情報機器（ラジオ）や、懐中電灯などの照明器具を代替品として使用する。

### (3) 水道が止まった場合の対策

#### ① 飲料水

- ・一般成人が 1 日に必要とする飲料水は 1.5~3.0 ℥ 程度である。災害救助の目安である約 3 日分家族の居ない独居老人や職員の分の飲料水を確保し保存期間に留意する。

#### ② 生活用水

- ・水を使わない代替手段を準備する。
- ・「トイレ」であればオムツを使用、「食事」であれば紙皿・紙コップなどを使用する。
- ・給水車から給水を受けられるようポリタンクの準備、浴槽に損傷がなければタンクとして活用する。

### (4) 通信が麻痺した場合の対策

#### <事業所にある使用機器>

事業所の固定電話：3 台

職員全員の携帯電話：各 1 台（メール可能）

電池式充電機：1 台

- ・緊急連絡網を整備し活用できるよう、定期的にメンテナンスを行う。
- ・同じ被災地同士で連絡をとろうとしても、連絡が取りづらくなることがある。同じ地区外にも事業所があるため、そこを中継点として連絡をいれるなどの方法もある。

### (5) システムが停止した場合の対策

#### 1. 電力供給停止などによりサーバー等がダウンした場合の対策

- ・現設備状況では自家発電が不可能なので手書きなどにより事務処理する。
- 2. 浸水のリスクがある 1 階にサーバー等は置かない。
- 3. データ類の喪失に備えて、毎日最新データにバックアップを行う。
- 4. いざという時に持ち出す重要書類等は、下記の通り。

・  
・  
・

(6) 衛生面（トイレ等）の対策

① トイレ対策

【利用者】

1. 簡易トイレ及び消臭固形剤を備蓄しておく。
2. 電気・水道が止まった場合
  - (ア)速やかに簡易トイレを設置し、そちらを使用するよう案内する。
  - (イ)排泄物や使用済みのオムツなど保管する場所を決める。
  - (ウ)汚物には、消臭固化剤を使用する（燃えるゴミとして処理が可能）

【職員】

1. 簡易トイレ、生理用品を備蓄しておく。
2. その他利用者に準ずる。

② 汚物対策

- ・排泄物などは、ビニール袋などに入れて消臭固形剤を使用して密閉し、事業所外にあるゴミステーション傍に、衛生面に留意して隔離、保管しておく。
- ・消臭固形剤を使用した汚物は、燃えるゴミとして処理が可能である。

(7) 必要品の備蓄

<備蓄品リスト>

尿取りパッド、オムツ、フェイスタオル、バスタオル、箱ティッシュ、ウェットティッシュ、アルコール消毒、マスク、カセットコンロ、ボンベ、懐中電灯ラジオ、飲料水、消臭固形剤（排泄）、電池、救急箱、新聞、ビニール袋、手袋（プラス手）

(8) 資金手当

- ・100万円程度

### 3.緊急時の対応

#### (1) BCP 発動基準

##### 【地震による発動基準】

石狩低地東縁断層帯主部、震度6強以上の地震が発生し、被災状況や社会的混乱などを総合的に勘案し、管理者が必要と判断した場合、管理者の指示によりBCPを発動し、対策本部を設置する。

##### 【風水害、雪害による発動基準】

- ・大雨警報（土砂災害）、洪水警報、暴風雪（大雪）警報が発表されたとき。
- ・台風により高潮注意報が発表されたとき。

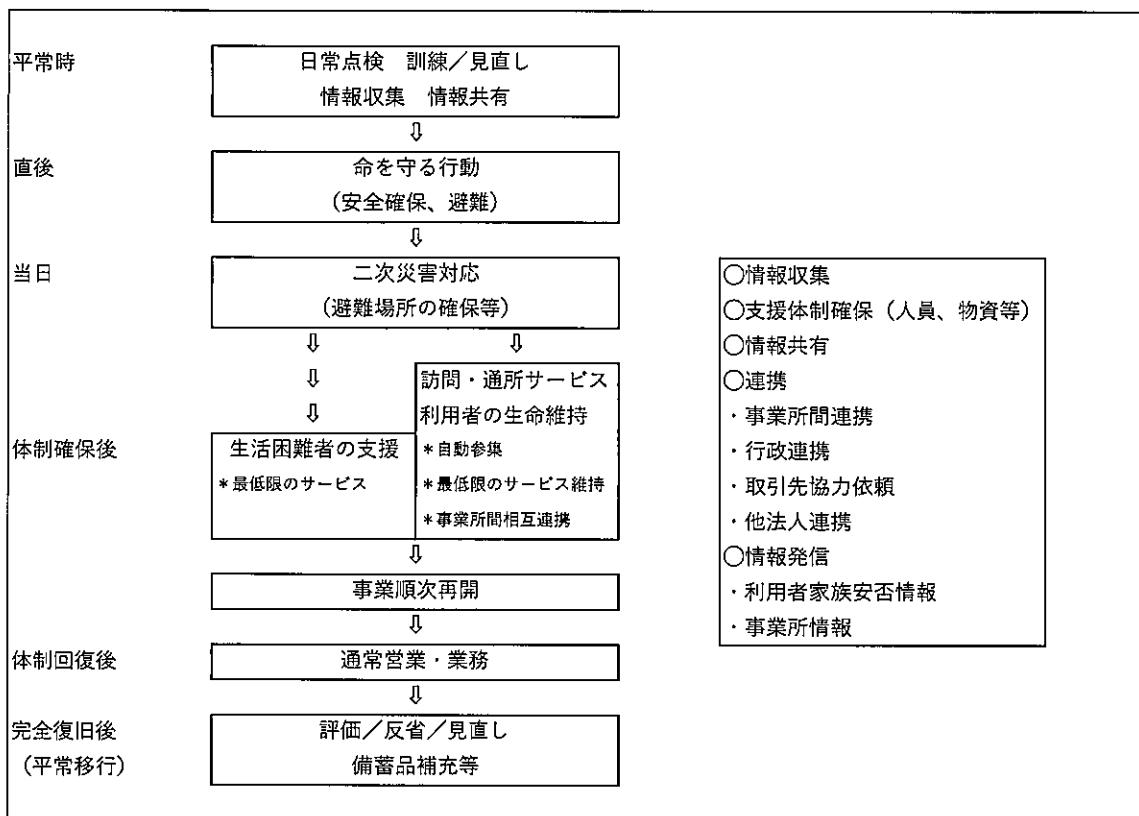
##### <管理者不在の時の代替者>

管理者	代替者①	代替者②
菊地 裕美子	杉本 江里子	佐藤 さつき

#### (2) 行動基準

発生時の行動指針は、下記の通りとする。

- ① 自身及び利用者の安全確保
- ② 二次災害への対策（火災や建物の倒壊など）
- ③ 地域との連携、関係機関との連携
- ④ 情報発信



### (3) 対応体制

【地震等防災活動隊】隊長＝管理者 地震・風水害・雪害等災害応急対策の実施全般について一切の指揮を行う。

【情報班】行政と連絡をとり、正確な情報の入手に努めるとともに適切な指示を仰ぎ、隊長に報告するとともに、利用者家族へ利用者の状況を連絡する。活動記録をとる。  
班長：杉本江里子 メンバー： 佐藤さつき・菊池裕美子

【消化班】地震発生直後直ちに火元の点検、ガス漏れの有無の確認などを行い、発火の防止に万全を期すとともに、発火の際には消火に努める。

班長：杉本江里子 メンバー： 佐藤さつき・菊池裕美子

【応急物資班】地震・風水害・雪害等災害発生時、食材、飲料水などの確保に努めるとともに、炊きだしや飲料水の配布を行う。

班長：杉本江里子 メンバー： 佐藤さつき・菊池裕美子

【安全指導班】利用者の安全確認、施設設備の損傷を確認し報告する。隊長の指示がある場合は利用者の避難誘導を行う。家族への引継ぎを行う。

班長：杉本江里子 メンバー： 佐藤さつき・菊池裕美子

【救護班】負傷者の救出、応急手当および病院などへの搬送を行う。

班長：杉本江里子 メンバー： 佐藤さつき・菊池裕美子

【地域班】地域住民や近隣の福祉施設と共同した救護活動、ボランティア受け入れ体制の整備・対応を行う。

班長：杉本江里子 メンバー： 佐藤さつき・菊池裕美子

### (4) 対応拠点

第1候補場所	第2候補場所	第3候補場所
事務所	相談室	

## (5) 安否確認

### ① 利用者の安否確認

#### 【安否確認ルール】

- ・震災・風水害・雪害等災害発生時は、電話（電話のない方や連絡がつかない方は職員に危険が及ばない距離の範囲で訪問）で利用者の安否確認を行う。
- ・速やかに安否確認結果を記録できるよう安否確認シートを作成（様式 1）

#### 【負傷者がいる場合】

- ・応急処置を行い、必要な場合は送迎車を使い近くの病院に連れていく。（重症の場合救急車を呼ぶ）

### ② 職員の安否確認

#### 【事業所内】

- ・職員の安否確認は、利用者の安否確認とあわせて各部署でリーダーが点呼を行い、管理者に報告する。

#### 【自宅等】

- ・自宅等で被災した場合は、①電話、②携帯メール、③災害用伝言ダイヤルで、事業所に安否確認を報告する。
- ・報告する事項は、自身・家族が無事かどうか、出勤可否を確認する。
- ・職員の安否確認シートの作成（様式 2）

## (6) 職員の参集基準

1. 災害時、事業所から職員へ連絡を取るが通信網の麻痺などにより連絡がつかない場合がある。連絡がこない場合職員から事業所に連絡をとり、30 分以上連絡がとれない場合は、安全を確保できる場合参集する。
2. 自ら又は家族が被災した場合や、交通機関、道路などの事情で参集が難しい場合は、参集はしなくてよい。災害時移動手段がほとんど徒歩になると想定されるため事業所 1 km 圏外は参集しない。

(7) 事業所内外での避難場所・避難方法

【施設内】

	第1候補	第2候補
避難場所	2階事務所	1階デイルーム
避難方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水害時は水平避難より垂直避難の方が安全性高いので2階に避難する。</li> <li>・避難場所を大声で周知しながら集合する。</li> <li>・天井からの落下物に留意する。</li> <li>・避難時は極力、靴を履く。</li> <li>・利用者がいる場合は安全に留意しながら利用者の誘導を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難場所を大声で周知しながら集合する。</li> <li>・天井からの落下物に注意する。</li> <li>・避難時は極力、靴を履く。</li> <li>・利用者がいる場合は安全に留意しながら利用者の誘導を行う。</li> </ul>

【施設外】

	第1候補	第2候補
避難場所	駐車場	●●園
避難方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難時は靴を履く。</li> <li>・避難にあたっては、事業所内に残された方がいないか、大声で確認しながら避難する。</li> <li>・車や落下物に注意する。</li> <li>・利用者がいる場合は、安全に留意しながら利用者の誘導を行う。</li> <li>・車いすの方は、極力複数で補佐する。</li> <li>・応急手当セットを持ち出す。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難時は靴を履く。</li> <li>・避難にあたっては、事業所内に残された方がいないか、大声で確認しながら避難する。</li> <li>・車や落下物に注意する。</li> <li>・利用者がいる場合は、安全に留意しながら利用者の誘導を行う。</li> <li>・車いすの方は、極力複数で補佐する。</li> <li>・応急手当セットを持ち出す。</li> <li>・車両での避難は、足の弱い方を優先する。</li> <li>・安全な避難ルートを選ぶ。</li> </ul>

警戒 レベル	状況	住民がとるべき行動	行動を促す情報
5	災害発生 又は切迫	命の危険直ちに安全確保！	緊急安全確保中
<b>&lt;警戒レベル4までに必ず避難！&gt;</b>			
4	災害の おそれ高い	危険な場所から全員避難	避難指示 <sup>(注)</sup>
3	災害の おそれあり	危険な場所から高齢者等は避難 <sup>※2</sup>	高齢者等避難
2	気象状況悪化	自らの避難行動を確認	大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁)
1	今後気象状況悪化 のおそれ	災害への心構えを高める	早期注意情報 (気象庁)

※1 市町村が災害の状況を確実に把握できるものではない等の理由から、警戒レベル5は必ず発令されるものではない

※2 警戒レベル3は、高齢者等以外の人も必要に応じ、普段の行動を見合わせ始めたり危険を感じたら自主的に避難するタイミングである

(注) 避難指示は、令和3年の災対法改正以前の避難勧告のタイミングで発令する

- ・避難に時間要することから、テレビやラジオ等の情報を常に確認し、「警戒レベル3」が発令されたら速やかに避難を開始する。

#### (8) 重要業務の継続

経過 目安	発災 直後	発災後 6時間	発災後 1日	発災後 3日	発災後 7日
出勤率	出勤率 3%	出勤率 30%	出勤率 50%	出勤率 70%	出勤率 90%
備品在庫量	在庫 100%	在庫 90%	在庫 70%	在庫 20%	在庫正常
ライフライン	停電、断水	停電、断水	停電、断水	断水	復旧
業務基準	職員、利用者の 安全確認のみ	安全と生命を 守るために必 要最低限	食事、排泄、与 薬中心。その他 は休止もしく は減	一部休止、減と するが、ほぼ通 常に近づける	ほぼ通常通り
食事介助	休止	家族などが対 応できない利 用者に介助	家族などが対 応できない利 用者に介助	家族などが対 応できない利 用者に介助	家族などが対 応できない利 用者に介助
与薬介助	休止	家族などが対 応できない利 用者に介助	家族などが対 応できない利 用者に介助	家族などが対 応できない利 用者に介助	家族などが対 応できない利 用者に介助
排泄介助	休止	家族などが対 応できない利 用者に介助	家族などが対 応できない利 用者に介助	家族などが対 応できない利 用者に介助	家族などが対 応できない利 用者に介助

(9) 職員の管理

① 休憩・宿泊場所

- ・災害時職員が帰宅できないことも考えられるための候補場所

休憩場所	宿泊場所
1階相談室	敷地内デイサービス

② 勤務シフト

- ・災害時に緊急用勤務シフトを検討しておく

【災害時の勤務シフト原則】

	責任者	メンバー（近隣）	その他メンバー
A班	杉本江里子	菊池裕美子	出勤状況で
B班	佐藤さつき	伊達由紀子	割り振る

(10)復旧対応

① 破損箇所の確認

<建物・設備の被害点検シート>

対象		状況（いずれかに○）	対応事項／特記事項
建 物 ・ 設 備	躯体被害	重大／軽微／問題なし	
	電気	通電／不通	
	水道	利用可能／利用不可	
	電話	通話可能／通話不可	
	通信	利用可能／利用不可	
ヘ フ 建 物 ア ・ 單 設 位 備	ガラス	破損・飛散／破損なし	
	棚類	転倒あり／転倒なし	
	天井	落下あり／被害なし	
	床面	破損あり／被害なし	
	壁面	破損あり／被害なし	
	照明	破損・落下あり／被害なし	

② 業者連絡先一覧の整備

業者名	連絡先	業務内容
折笠建設	01267-2-2526	水道設備
三笠電工	01267-2-2129	電気設備
折笠建設	01267-2-2526	建築関係
山内自動車	0126-26-5272	車両関係

③ 情報発信

- ・情報発信にあたっては、管理者リーダーによる会議を踏まえて行う。発表する際は、利用者及び職員のプライベートにも配慮する。

## 4.他事業所との連携

### (1) 連携体制の構築

#### ① 連携先との協議（既に連携先がある場合）

- ・連携内容、今後の計画などを記録

--

#### ② 地域のネットワーク等の構築・参画

- ・事業所を取り巻く関係各位と協力関係を日頃から構築しておく。地域で相互に支援しあうネットワークが構築されている場合はそれらに加入することを検討する。

#### 【連携関係のある施設・法人】

施設・法人名	連絡先	連携内容
		避難場所

#### 【連携関係のある医療機関】

医療機関名	連絡先	連携内容
中央医院		医療
		医療

#### 【連携関係のある社協・行政・自治会等】

名称	連絡先	連携内容
地域包括支援センター	0126-25-4649	介護
岩見沢市役所	0126-23-4111	行政

### (2) 連携対応

#### ① 利用者情報の整理

- ・避難先でも適切なケアを受けることができるよう、最低限必要な利用者情報を「利用者カード」にまとめておく。（様式 3）

#### ② 共同訓練

- ・自治会との連携を密にする。

## 5.地域との連携

### (1) 被災時の職員の派遣

- ・災害対策委員会で、今後検討する。

## 6.訪問介護サービス、居宅介護サービス等固有事項

### 【平時からの対応】

- サービス提供中に被災した場合に備え、緊急連絡先の把握にあたっては、複数の連絡先や連絡手段（固定電話、携帯電話、メール等）を把握しておく。
- 居宅介護支援事業所と連携し、利用者への安否確認の方法等をあらかじめ検討しておく。
- 発災時に、職員は利用者宅を訪問中または移動中であることも想定し、対応中の利用者への支援手順や、移動中の場合における対応方法をあらかじめ検討しておく。
- 避難先においてサービスを提供することも想定され、平常時から地域の避難方法や避難所に関する情報に留意し、地域の関係機関（行政、自治会、職能・事業所団体等）と良好な関係を作るよう工夫する。

### 【災害が予想される場合の対応】

- 台風、大雪などで甚大な被害が予想される場合などにおいては、サービスの休止・縮小を余儀なくされることを想定し、あらかじめその基準を定めておくとともに、居宅介護支援事業所にも情報共有の上、利用者やその家族にも説明する。
- その上で、必要に応じ、サービスの前倒し等も検討する。

### 【災害発生時の対応】

- サービス提供を長期間休止する場合は、居宅介護支援事業所、相談支援事業所と連携し、必要に応じて他事業所の訪問サービス、居宅介護サービス等への変更を検討する。
- あらかじめ検討した対応方法に基づき、利用者への安否確認等や、利用者宅を訪問中又は移動中の場合の対応を行う。
- 居宅介護支援事業所や地域の関係機関と連携の上、可能な場合には、避難先においてサービスを提供する。